

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)

(「雇用」の基盤づくり関係の主なもの)

新卒者雇用に関する緊急対策

- **3年以内既卒者トライアル雇用試行雇用を行う企業に対する奨励金** 65.0億円
・卒業後3年以内の中学・高校・大学等の既卒者を有期雇用(原則3ヵ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金(月額10万円、正規雇用での雇入れ時に50万円)を支給する。
- **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金** 55.0億円
・卒業後3年以内の大学等の既卒者も対象とする新卒求人ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、既卒者を正規雇用した事業主に対し奨励金(100万円)を支給する。
- **「新卒者就職応援本部」の設置** 2.6億円
・全都道府県労働局に、ハローワーク・労働局を中心とした地域における新卒者の就職支援についての企画・調整を行う「新卒者就職応援本部」を設置する。
- **臨床心理士等に心理的サポート** 1.1億円
・ハローワークが行う面接会や、「新卒応援ハローワーク」において、内定を得られず心理的な問題を抱える新卒者等に対し、臨床心理士等がそのサポートを行う。
- **「ジョブサポーター」の倍増** 17.1億円
・「大卒・高卒就職ジョブサポーター」(928人→1,753人)を倍増し、中小企業と新卒者等とのマッチングに集中的に取り組む。
- **新卒者等企業実習推進事業** 1.8億円
・既卒者や未内定者を対象とした短期間の企業実習を実施する。
- **「新卒応援ハローワーク」の設置** 3.8億円
・全都道府県労働局に新卒者等の就職を支援する専門のハローワークを設置し、大卒就職ジョブサポーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

雇用創造・人材育成の支援

- **「重点分野雇用創造事業」の拡充** 1000億円
・介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する「重点分野雇用創造事業」を拡充する。
- **パーソナル・サポート・モデル事業の実施** 29.5億円
・生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立することが難しい求職者に対して、当事者のニーズに合わせた制度横断的かつ継続的な支援を行うパーソナル・サポート・サービスをモデル事業として実施する。